

法政大学大学院学会等発表補助金規程

規定第 1303 号

一部改正 2020年4月1日 2023年4月1日
2024年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）に在籍する学生の国内外での学会等における研究発表を奨励し、学術研究の促進をはかるため、その経費を補助すること（以下、「補助金」という。）について定める。

（対象者）

第2条 補助金の対象者は、本大学院の修士課程又は博士後期課程に在籍する学生とする。ただし、次に該当する学生は補助金の対象としない。

- （1）学生交換協定等により国外の大学から派遣され、本大学院から特別に学費を減免されている者
- （2）休学中の者
- （3）学費を自己支弁していない者（学費が給付される日本政府及び外国政府国費留学生等）

（対象の学会等）

第3条 対象の学会等は、国内外の学術機関が主催する学会、研究会、ワークショップ等とする。ただし、共同による研究発表についてはセカンドオーサーまでとする。

2 ポスター・セッションにおける発表は本制度による補助金の対象とする。

3 補助金の対象となるものは、毎年4月1日から本大学院が定める期日までに申請可能な研究発表とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の給付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、学会開催地が東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、千葉県、埼玉県の場合には、第4号及び第6号を補助対象とする。

- （1）往復交通費（空港利用料、出入国税を含む。）
- （2）宿泊費
- （3）現地交通費
- （4）学会発表参加費
- （5）海外旅行保険料
- （6）その他研究科長会議が適当と認めたもの

（申請回数）

第5条 補助金の申請回数は、申請者1名につき各年度1回とすることを原則とする。ただし、特に研究科長が認める場合はこの限りではない。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、国内の学会等については1人1回3万円、国外の学会等については1人1回10万円を上限として実費を給付する。

2 前項に定める補助のうち宿泊に係るものについては、国内外とも1泊につき1万円を上限とする。

3 前二項にかかわらず、研究科長は、申請件数が多数となる等の事情がある場合、補助金を減じて給付することができる。

（申請手続）

第7条 補助金の申請者は、次の書類を提出しなければならない。

- （1）法政大学大学院学会等発表補助金申請書
- （2）費用の証憑書類（申請年度に発行された領収書等に限る。）
- （3）学会開催要項
- （4）学会発表承諾書

- (5) 学会プログラム（写し）
- (6) 学会発表のための論文要旨

（申請期間）

第8条 前条に定める申請は、4月1日から2月末日までの一定期間を原則とする。申請期間は、年度ごとに募集要項に明示する。ただし補助金給付額が当該年度予算額に達した時点で申請を締め切る。

（報告書の提出）

第9条 補助金申請者は、毎年度の募集要項に従い、報告書を提出しなければならない。

（取消・返還）

第10条 本大学院は、補助金の給付を受ける者が次の各号の一に該当する場合には補助金給付対象者としての決定を取り消すことができる。

- (1) 当該年度において、退学又は除籍となったとき
 - (2) 虚偽の申請をおこなったとき
- 2 前項により補助金給付の決定を取り消された者は、既に給付された補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

（その他）

第11条 補助金は、科学研究費補助金等、学外からの学術研究補助金との併給を可とする。

（所管）

第12条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部がこれを統括する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2020年4月1日から、第5条及び第6条を一部改正して施行する。第5条第1項のただし書きについては、理工学研究科、情報科学研究科及びデザイン工学研究科に適用する。
- 3 この規程は、2023年4月1日から、第3条及び第4条を一部改正して施行する。
- 4 この規程は、2024年4月1日から、第6条を一部改正して施行する。

（追57）